

南幌町議会大規模災害時対応マニュアル

令和4年12月1日

南幌町まちづくり特別委員会決定

1 目的

このマニュアルは、本町において大規模災害の発生により、南幌町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合の議会及び南幌町議会議員（以下「議員」という。）の迅速かつ適切な対応と災害支援活動を定めるものとする。

2 大規模災害の定義

- (1) 町内で震度5強以上の地震が発生したとき
- (2) 町内で大雨・暴風雪等の特別警報が発表されたとき
- (3) 河川が氾濫危険水位に達したとき
- (4) 町において、災害救助法が適用される災害が発生したとき

3 議員の行動基本方針

議員は大規模災害の発生した場合、次の行動基本方針に沿って行動するものとする。

- (1) 参集の求めがあるまでは、地域の一人として住民の安全確保と応急対応等に当たり、地域における共助の取組が円滑に行われるよう努める。
- (2) 町が災害対応に専念し、応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力及び支援を行う。
- (3) 町の災害対応の妨げにならないよう、個別の要請は行わない。必要に応じて、議会事務局を通じ災害対策本部へ要請する。
- (4) 緊急速報(エリア)メールや防災行政無線等により、災害に関する情報の収集に努める。

4 議長の対応

議長は大規模災害が発生した場合、災害の発生状況を議会事務局に確認し、災害対策本部及び議員から災害に関する情報を収集するとともに、議員の安否確認及び連絡体制の確立に努める。

なお、議長が対応できない場合は、次の順により議長の職務を代理する。

①副議長②議会運営委員会委員長③常任委員会委員長(①総務②産業経済)

5 議会の対応

初期対応期：初動体制（大規模災害発生から24時間以内）

- (1) 議員は大規模災害が発生したときは、速やかに以下の事項をLINEWORKS等活用して議長（議会事務局）へ報告し、相互に連絡調整に努める。ただし、通信手段の断絶等により連絡が不可能な場合は、議長（議会事務局）においても可能な限り議員の状況の把握に努めることから、むやみに移動せず、自宅又は自宅付近の避難所等にとどまり、議長（議会事務局）からの連絡を待つものとする。

- (ア) 自身及び家族の安否
 - (イ) 住居及び周辺の状況
 - (ウ) 議会へ参集することへの可否
- (2) 議員は地域で把握した情報を議長へ報告し、議長は、議員からの情報を災害対策本部へ提供する。また、議長は災害対策本部から得た情報を議員へ提供する。
 - (3) 議員は災害の情報を住民に提供するよう努めるものとする。
 - (4) 本会議及び委員会を開催中に大規模災害が発生した場合は、会議を中止し、傍聴者の避難誘導等の安全確保に努める。

中期：応急体制（大規模災害発生から1週間以内）

- (1) 議長は災害対策本部等から得た情報を議員に提供するものとする。
- (2) 議員は被災地及び避難所等での情報収集を行う。
- (3) 議長は必要に応じて特別委員会を開催し、今後の対応について協議するものとする。

後期（大規模災害発生からおおよそ1週間以降）

- (1) 被災地及び避難所等の状況に応じて、議会として町に対して要請を行うものとする。
- (2) 早期復旧を図るため、町に協力して関係機関への要望・要請活動を行うものとする。

6 その他

- (1) 議員は普通救命講習及び救急救助の訓練を適宜受講することとする。
- (2) このマニュアルを変更すべき事由が生じたときは、適宜、適切に見直しするものとする。